

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例

昭和53年条例第59号

(議員の定数)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、神奈川県議会議員の定数は、105人とする。

(選挙区の設置)

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、次に掲げる区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

- (1) 一の市の区域（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）並びに逗子市及び南足柄市の区域を除く。）
- (2) 逗子市及び葉山町の区域を合わせた区域
- (3) 大磯町及び二宮町の区域を合わせた区域
- (4) 箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域
- (5) 愛川町及び清川村の区域を合わせた区域

2 法第15条第1項及び第2項の規定により、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

3 法第15条第1項及び第4項の規定により、寒川町の区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

4 法第15条第1項及び第9項の規定により、指定都市にあつては、一の区の区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

(各選挙区の名称、区域及び議員の数)

第3条 神奈川県議会議員の各選挙区の名称及び区域並びに法第15条第8項の規定による各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	3人
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	3
横浜市西区	横浜市西区	1
横浜市中区	横浜市中区	2
横浜市南区	横浜市南区	2
横浜市港南区	横浜市港南区	2
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	2
横浜市旭区	横浜市旭区	3
横浜市磯子区	横浜市磯子区	2
横浜市金沢区	横浜市金沢区	2

横浜市港北区	横浜市港北区	4
横浜市緑区	横浜市緑区	2
横浜市青葉区	横浜市青葉区	3
横浜市都筑区	横浜市都筑区	2
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	3
横浜市栄区	横浜市栄区	1
横浜市泉区	横浜市泉区	2
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	1
川崎市川崎区	川崎市川崎区	3
川崎市幸区	川崎市幸区	2
川崎市中原区	川崎市中原区	3
川崎市高津区	川崎市高津区	3
川崎市宮前区	川崎市宮前区	3
川崎市多摩区	川崎市多摩区	2
川崎市麻生区	川崎市麻生区	2
相模原市緑区	相模原市緑区	2
相模原市中央区	相模原市中央区	3
相模原市南区	相模原市南区	3
横須賀市	横須賀市	5
平塚市	平塚市	3
鎌倉市	鎌倉市	2
藤沢市	藤沢市	5
小田原市	小田原市	2
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	3
逗子市・葉山町	逗子市及び葉山町	1
三浦市	三浦市	1
秦野市	秦野市	2
厚木市	厚木市	3
大和市	大和市	3
伊勢原市	伊勢原市	1
海老名市	海老名市	1
座間市	座間市	1
南足柄市・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町及び開成町	1
綾瀬市	綾瀬市	1
寒川町	寒川町	1
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	1
足柄下	箱根町、真鶴町及び湯河原 町	1
愛川町・清川村	愛川町及び清川村	1

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 神奈川県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員定数に関する条例（昭和33年神奈川県条例第58号）は、廃止する。

附 則（昭和57年12月27日条例第56号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（昭和61年12月24日条例第63号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成2年12月28日条例第46号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第26号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第84号）

- この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月18日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第37号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成22年5月28日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合に伴う神奈川県議会議員の選挙区及び選挙すべき議員の数の特例に関する条例（平成18年神奈川県条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月11日条例第2号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第16号）

この条例は、平成27年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第65号）

この条例は、平成31年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。